

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（392））

2. 日時：令和3年3月11日 13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

角谷管理官補佐、義崎管理官補佐、建部主任安全審査官、照井安全審査官、中村原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

山本執行役員 電源事業本部 部長（原子力安全技術）他17名

5. 要旨

（1）中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち第43条重大事故等対処設備、重大事故等対策における共通事項等について、令和3年3月10日の提出資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【東京電力福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応】

真空破壊装置のガスケットについて、「仮にガスケットが外れた場合」とあるが、どのように外れる場合を想定しているのかを明確にして説明すること。

中間とりまとめにおいて、主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の制御機構等に何らかの未解明の要素があることについて、現状の対応を説明すること。

シールドプラグのラビリンス構造について、図を用いて説明すること。  
水素燃焼について、爆轟現象のみでなく、爆燃現象についても課題と現状を整理して説明すること。

（3）中国電力株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし